

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 防衛出動基本手当の支給に係る考慮事項の追加

防衛出動基本手当の支給に当たって、防衛出動に係る事態の特性を考慮することとする。

(第十五条第三項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）〔抄〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(防衛出動手当) 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手当基本手当は、防衛出動に係る事態の特性を考慮し、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。</p> <p>4～7 〔略〕</p>	<p>(防衛出動手当) 第十五条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛出動手当基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。</p> <p>4～7 〔略〕</p>